

## 特集

# 令和7年度 税制改正の重要ポイント

- 基本的考え方** 物価上昇局面での税負担の調整と就業調整、成長意欲の高い中小企業への支援が焦点
- 個人所得課税** 物価上昇や就業調整を考慮した基礎控除・給与所得控除の見直し、特定親族特別控除の創設が中心
- 資産課税** 目立つ改正はないが、非課税措置や納税猶予の特例の延長などを押さえる
- 法人課税** 中小企業者等の法人税率の軽減や、投資促進・経営強化税制の動きに注目
- 消費課税** 外国人旅行者向けの消費税の免税方式や対象物品・販売手続が見直される
- 国際課税** 外国子会社合算税制の変更点と、グローバル・ミニマム課税への対応を確認しておく
- 納税環境整備** 電子帳簿保存制度の見直しと、e-Tax・eLTAXの利便性向上のポイントをチェック

No.194 (MAR.2025) 掲載

※本冊子に掲載されている情報は、執筆時点のものです。  
情報が更新される可能性がありますので、最新情報は国税庁のホームページなどをご確認ください。

『Monthly Report』は、MJS税経システム研究所が制作するユーザー向け月刊誌です。毎号、税務・商事法・会計・経営などの最新トレンドと実務ノウハウをタイムリーにお届けしています。この冊子は、本誌の記事を抜粋し、1テーマをコンパクトにまとめた特別版です。ぜひお役立てください。



# 令和7年度 税制改正の重要ポイント



昨年12月20日に令和7年度与党税制改正大綱案が発表されました。その後、12月27日の閣議決定をへて通常国会で審議されています。

本特集では、今回の税制改正案の内容のうち、MJSユーザーの皆さま（税理士・公認会計士、経理ご担当者ほか）の業務に関係が深いと思われるポイントを取り上げます。

実務に詳しい税経システム研究所の客員研究員が、実務への影響や留意点、今後の見通しなどを解説。本特集が、令和7年度税制改正の大枠をつかむために役立てば幸いです。

## 執筆者とテーマ紹介

- |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>①基本的考え方…………… 2<br/>物価上昇局面での税負担の調整と就業調整、成長意欲の高い中小企業への支援が焦点<br/>(税務システム研究会 客員研究員、税理士 中島孝一)</p> <p>②個人所得課税…………… 6<br/>物価上昇や就業調整を考慮した基礎控除・給与所得控除の見直し、特定親族特別控除の創設が中心<br/>(税務システム研究会 顧問、税理士 植田卓)</p> <p>③資産課税…………… 11<br/>目立つ改正はないが、非課税措置や納税猶予の特例の延長などを押さえる<br/>(税務システム研究会 客員研究員、税理士 武田秀和)</p> <p>④法人課税…………… 13<br/>中小企業者等の法人税率の軽減や、投資促進・経営強化税制の動きに注目<br/>(税務システム研究会 客員研究員、税理士 中村慈美)</p> | <p>⑤消費課税…………… 16<br/>外国人旅行者向けの消費税の免税方式や対象物品・販売手続が見直される<br/>(税務システム研究会 客員研究員、税理士 長野匡司)</p> <p>⑥国際課税…………… 18<br/>外国子会社合算税制の変更点と、グローバル・ミニマム課税への対応を確認しておく<br/>(税務システム研究会 客員研究員、税理士 望月文夫)</p> <p>⑦納税環境整備…………… 20<br/>電子帳簿保存制度の見直しと、e-Tax・eLTAXの利便性向上のポイントをチェック<br/>(税務システム研究会 客員研究員、税理士 佐々木京子)</p> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## ①

## 基本的考え方

# 物価上昇局面での税負担の調整と 就業調整、成長意欲の高い中小企業 への支援が焦点

税務システム研究会 客員研究員

(税理士) 中島 孝一

## 1

## 令和7年度税制改正の 基本的考え方

物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、所得税の基礎控除の控除額及び給与所得控除の最低保障額の引上げ並びに大学生年代の子等に係る新たな控除の創設が行われます。

さらに、老後へ向けた資産形成を促進するため、確定拠出年金（企業型DC及びiDeCo）の拠出限度額等が引き上げられます。

また、成長意欲の高い中小企業の設備投資を促進し地域経済に好循環を生み出すため、中小企業経営強化税制が拡充されます。

あわせて、国際環境の変化等に対応するため、グローバル・ミニマム課税の法制化、外国人旅行者向け免税制度の見直し等が行われます。

なお、改正内容の重要ポイントは、次のとおりです。

## 2

## 改正内容の重要ポイント

令和7年度税制改正の大綱（令和6年12月27日閣議決定）から、特に重要と思われるポイントを抜粋しました。概略を見ていきましょう。

なお、(1) 個人所得課税から (6) 納税環境整備の各分野は、このあと本誌10ページ以降で詳しく解説しています。

### (1) 個人所得課税

#### ①物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応

所得税の基礎控除について、合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額が10万円引き上げられ58万円になり、給与所得控除の最低保障額も10万円引き上げられ65万円に見直しされます。

また、個人（親等）の19歳以上23歳未満の親族（大学生の子等）の合計所得金額が85万円（給与収入150万円）までは、親等が特定扶養控除と同額（63万円）の所得控除が受けられ、親族等の合計所得金額が85万円（給与収入150万円）を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が段階的に逓減し、合計所得金額が123万円（給与収入188万円）を超えると消失する仕組みに見直しされます。

なお、上記の改正は、令和7年3月末の法案成立までに変更される可能性があることに留意する必要があります。

#### ②エンジェル税制等の拡充

令和6年度税制改正要望で実現しなかった株式譲渡益を元手とする再投資期間が、最大2年に延長されます。

#### ③NISAの利用促進に向けた調整

つみたて投資枠について、上場投資信託（ETF）の最小取引単位の見直しを通じて、個人投資家に適した指数連動型のETFの購入がしやすくなる等の利便性の向上が図られます。

**④子育て支援に関する税制**

令和7年限りの措置として、子育て世帯等に対し住宅ローン控除の年末借入限度額を一般の場合より上乗せするとともに、住宅リフォームに対する税額控除が継続します。

また、令和8年限りの措置として、生命保険料控除の見直し（控除額を6万円に引上げ）が行われます。

**⑤確定拠出年金の拠出限度額の引上げ**

確定拠出年金法等の改正を前提に、企業型DC・iDeCo等の拠出限度額の引上げなどの見直しが行われます。

**⑥退職所得控除の調整規定の見直し**

定年の引上げ等により退職一時金の受給年齢が65歳以降となるケースが増加していることを踏まえ、確定拠出年金の一時金の受給後10年以内（従前は5年以内）に退職手当を受給する場合には、退職所得控除の調整規定の見直しが行われます。

**(2) 資産課税****①結婚・子育て資金の一括贈与の非課税の延長**

結婚・子育て資金の一括贈与の非課税の適用期限が、2年延長されます。

**②個人版・法人版の納税猶予制度の緩和**

個人の事業用資産に係る贈与税の納税猶予制度における事業従事期間及び非上場株式等に係る贈与税の納税猶予制度における役員就任要件が、それぞれ緩和されます。

**(3) 法人課税****①中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の見直しと延長**

所得金額が年10億円を超える事業年度について、所得金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率が17%（従前は15%）に引き上げる等の見直しが行われた上で、適用期限が2年延長されます。

**②中小企業投資促進税制の見直しと延長**

本税制における「みなし大企業の判定基準」が見直しされるとともに、適用期限が2年延長されます。

**③中小企業経営強化税制の見直しと拡充等**

売上高100億円超を目指す中小企業向けの措置として、新たに建物が対象施設に追加されるとともに、適用期限が2年延長されます。

**④リース会計基準の変更に伴う所要の措置**

借手のオペレーティングリースの費用について現行どおり支払リース料等を損金算入するとともに、貸手の経理処理についてリース譲渡に係る特例の廃止に伴う経過措置が講じられます。

**(4) 消費課税**

免税購入品の不正に対応するため、免税店は課税で販売し、出国時に持ち出しが確認された時点で免税店から外国人旅行者へ消費税を返金する「リファンド方式（課税で販売し、事後的に消費税相当額返金）」に見直しされます。

**(5) 国際課税****①外国子会社合算課税の見直し**

外国関係会社の課税対象金額の合算時期が外国関係会社の事業年度終了の日の翌日から4月後（従前は2月後）に延長されます。

**②グローバル・ミニマム課税への対応**

「法人税引下げ競争」に歯止めをかける観点から、国際合意に則り、グローバル・ミニマム課税（最低税率15%）の導入が完了します。

**(6) 納税環境整備****①電子帳簿等保存制度の見直し**

重加算税の加重措置から、一定のシステムを使用し保存要件を満たす場合が除外されるとともに、青色申告特別控除65万円の適用要件に、一定のシステムを使用し保存している場合が追加されます。

## ②地方税の納税通知書の eLTAX による送付

納税者の申出を前提に、固定資産税等の納税通知書について、eLTAXにより副本が送付されるようになります。

## ③スキャナ読取り等の要件の見直し等による e-Tax の利便性の向上

グレースケールによる読取りが可能になるとともに、ファイル形式にJPEG形式が追加されます。

# 3

## 令和7年度税制改正の重要ポイント一覧表

### (1) 個人所得課税

| 項目                         | 改正のポイント                                                                                                                                                                                              | 適用関係                                           |
|----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応 | ①物価動向を踏まえ、基礎控除額が10万円引き上げられ最大58万円になります。<br>②物価上昇や就業調整への対応として、給与所得控除の最低保障額が10万円引き上げられ65万円になります。<br>③学生アルバイトの就業調整への対応として19歳から22歳の子の給与収入が150万円までは親が所得控除を受けられる特定親族特別控除が創設され、給与収入が150万円を超えた場合には段階的に逓減されます。 | ①から③は令和7年1月1日から<br>なお、給与等の源泉徴収については、令和8年1月1日から |
| エンジェル税制等の拡充                | 株式譲渡益を元手とする再投資期間が最大2年間に延長されます。                                                                                                                                                                       | 令和8年1月1日から                                     |
| NISAの利用促進に向けた調整            | つみたて投資枠のETFの最低取引単位の見直し等により、利便性が向上されます。                                                                                                                                                               | 今後公表される法令等により確認                                |
| 子育て支援に関する税制                | ①住宅ローン控除の拡充が継続されます。<br>②住宅リフォームに対する税額控除が継続されます。<br>③生命保険料控除の見直しが行われます。                                                                                                                               | ①・②は令和7年に限定<br>③は令和8年に限定                       |
| 確定拠出年金の拠出限度額の引上げ           | 確定拠出年金について、企業年金の有無等によるiDeCoの拠出限度額の差異が解消されるとともに、拠出限度額が一律7,000円(月額)引き上げられます。                                                                                                                           | 今後公表される法令等により確認                                |
| 退職所得控除の調整規定の見直し            | 確定拠出年金の一時金の受給後10年以内(従前は5年以内)に退職手当を受給する場合には、退職所得控除の調整規定の見直しが行われます。                                                                                                                                    | 令和8年1月1日から                                     |

### (2) 資産課税

| 項目                                 | 改正のポイント                                 | 適用関係                        |
|------------------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------|
| 結婚・子育て資金の一括贈与の非課税の延長               | 適用期限が2年間延長されます。                         | 令和7年4月1日から<br>令和9年3月31日まで   |
| 個人の事業用資産に係る贈与税の納税猶予制度における事業従事要件の緩和 | 贈与の直前に事業へ従事した場合であっても、事業従事要件を満たすことになります。 | 令和7年1月1日から<br>令和10年12月31日まで |
| 非上場株式等に係る贈与税の納税猶予における役員就任要件の緩和     | 贈与の直前に役員へ就任した場合であっても、役員就任要件を満たすことになります。 | 令和7年1月1日から<br>令和9年12月31日まで  |

## (3) 法人課税

| 項目                        | 改正のポイント                                                              | 適用関係                  |
|---------------------------|----------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の見直しと延長 | 所得金額が10億円を超える事業年度は、軽減税率が17%に引き上げられるとともに、通算法人が除外され、適用期限が2年延長されます。     | 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで |
| 中小企業投資促進税制の見直しと延長         | みなし大企業の判定基準を見直すとともに、適用期限が2年延長されます。                                   | 同上                    |
| 中小企業経営強化税制の見直しと拡充等        | 地域経済に好循環を生み出していくため、売上高100億円超を目指す中小企業を対象に、本税制を拡充するとともに、適用期限が2年延長されます。 | 同上                    |
| リース会計基準の変更に伴う所要の措置        | 借手は現行どおり支払リース料等を損金算入するとともに、貸手のリース譲渡に係る特例の廃止に伴う経過措置が講じられます。           | リース譲渡を行った時期に応じて       |

## (4) 消費課税

| 項目               | 改正のポイント                           | 適用関係        |
|------------------|-----------------------------------|-------------|
| 外国人旅行者向け免税制度の見直し | 免税制度の不正利用に対応するため、リファンド方式に見直しされます。 | 令和8年11月1日から |

## (5) 国際課税

| 項目               | 改正のポイント                               | 適用関係       |
|------------------|---------------------------------------|------------|
| 外国子会社合算税制の見直し    | 合算時期が事業年度終了の日の翌日から4月後（従前は2月後）に延長されます。 | 令和7年4月1日から |
| グローバル・ミニマム課税への対応 | 軽減税所得ルールと国内ミニマム課税が導入されます。             | 令和8年4月1日から |

## (6) 納税環境整備

| 項目                               | 改正のポイント                                                                                        | 適用関係                                                  |
|----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 電子帳簿等保存制度の見直し                    | ①重加算税の加重措置から、一定のシステムを使用し保存要件を満たす場合が除外されます。<br>②青色申告特別控除65万円の適用要件に、上記①のシステムを使用し保存している場合が追加されます。 | ①は令和9年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税に適用<br>②は、令和9年分以後の所得税について適用 |
| 地方税の納税通知書のeLTAXによる送付             | 固定資産税等の納税通知書について、eLTAXにより副本を送付できるようになります。                                                      | 法人分: 令和9年4月1日から<br>個人分: 令和10年4月1日から                   |
| スキャナ読み取り等の要件の見直し等によるe-Taxの利便性の向上 | ①グレースケールによる読み取りが可能になります。<br>②ファイル形式にJPEG形式が追加されます。                                             | ①は令和7年4月1日から<br>②は令和10年1月1日から                         |

## ②

## 個人所得課税

# 物価上昇や就業調整を考慮した 基礎控除・給与所得控除の見直し、 特定親族特別控除の創設が中心

税務システム研究会 顧問

(税理士) 植田 卓

こんな  
改正です

- ・合計所得が2,350万円以下である個人の所得税の基礎控除額が10万円引き上げられ、58万円になります。給与所得控除の最低保障額が10万円引き上げられ、65万円になります。
- ・大学生年代の子等の就業調整への対策として、特定親族特別控除が創設されます。
- ・エンジェル税制の見直し、NISAの利用促進に向けた調整が行われます。
- ・住宅ローン・住宅リフォームに関する税制や、生命保険料控除の見直しが行われます。
- ・確定拠出年金の拠出限度額の引き上げが行われます。
- ・退職所得控除の調整規定の見直しが行われます。

※本特集記事は2024年12月20日に与党から発表された「令和7年度税制改正大綱」に基づいて作成しています。

## 1

## 税負担の調整及び就業調整への 対応

基礎控除額と給与所得控除の最低保障額が各10万円引き上げられます。この結果、課税最低限が20万円引き上げられ、いわゆる「103万円の壁」は123万円になります。

### (1) 基礎控除額の引上げ

基礎控除について、合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額が10万円引き上げられます。

この結果、基礎控除額は次のようになります。

| 個人合計所得金額           | 控除額  |
|--------------------|------|
| 2,350万円以下          | 58万円 |
| 2,350万円超 2,400万円以下 | 48万円 |
| 2,400万円超 2,450万円以下 | 32万円 |
| 2,450万円超 2,500万円以下 | 16万円 |
| 2,500万円超           | なし   |

この改正は、令和7年分以後の所得税から適用されます。なお、給与等及び公的年金等の源泉徴収については、令和8年1月1日以後に支払うべき給与等又は公的年金等から適用されます。したがって、給与等について令和7年はいったん従来どおり源泉徴収を行った上で、年末調整によって最終的に精算されることになります。

この改正は、最近、物価が上昇傾向にある中で、最後に基礎控除額の引上げが行われた平成7年から令和5年までの間に消費者物価が約20%上昇している動向を踏まえて対応されました。

### (2) 給与所得控除額の最低保障額の引上げ

給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられます。

この改正は、給与所得控除の最低額を55万円から65万円に10万円引き上げるものであり、給与所得控除の額の全体を引き上げるものではありません。

したがって改正後の給与所得控除額の速算表は次のようになると思われます。

## &lt;改正前&gt;

| 給与等の収入金額         | 給与所得控除額            |
|------------------|--------------------|
| 162.5万円以下        | 55万円               |
| 162.5万円超 180万円以下 | 収入金額 × 40% - 10万円  |
| 180万円超 360万円以下   | 収入金額 × 30% + 8万円   |
| 360万円超 660万円以下   | 収入金額 × 20% + 44万円  |
| 660万円超 850万円以下   | 収入金額 × 10% + 110万円 |
| 850万円超           | 195万円              |

## &lt;改正後&gt;

| 給与等の収入金額       | 給与所得控除額            |
|----------------|--------------------|
| 190万円以下        | 65万円               |
| 190万円超 360万円以下 | 収入金額 × 30% + 8万円   |
| 360万円超 660万円以下 | 収入金額 × 20% + 44万円  |
| 660万円超 850万円以下 | 収入金額 × 10% + 110万円 |
| 850万円超         | 195万円              |

(筆者作成)

この改正は、令和7年分から適用されますが、源泉徴収については、上記の基礎控除額の引上げと同様に適用されます。

今回の改正は、物価上昇に伴って給与が上昇したために、給与所得控除の最低保障額を超えてしまつて課税されることになることへの調整として、設けられています。

また、配偶者特別控除の最高控除額が適用される合計所得金額95万円に対する給与収入金額は、給与所得控除の最低保障額が65万円に引き上げられることにより、160万円に上がるようになります。

**(3) 特定親族特別控除の創設**

大学生がアルバイトをする際に、いわゆる「103万円の壁」による就業調整が問題となっていることから、19歳から22歳までの大学生年代の子等の合計所得金額が85万円までは特定扶養控除と同額の63万円の控除を受けることができ、かつ、これを超えた場合でも合計所得金額が123万円（給与収入188万円）までは次のように控除額が段階的に逓減する特定親族特別控除が創設されます。

| 親族等の合計所得金額     | 控除額  |
|----------------|------|
| 58万円超 85万円以下   | 63万円 |
| 85万円超 90万円以下   | 61万円 |
| 90万円超 95万円以下   | 51万円 |
| 95万円超 100万円以下  | 41万円 |
| 100万円超 105万円以下 | 31万円 |
| 105万円超 110万円以下 | 21万円 |
| 110万円超 115万円以下 | 11万円 |
| 115万円超 120万円以下 | 6万円  |
| 120万円超 123万円以下 | 3万円  |

この制度は配偶者控除及び配偶者特別控除との関係と似ていますが、最高控除額が適用される合計所得金額は85万円とされていますので、給与収入金額に直すと150万円になり、配偶者特別控除の場合と10万円の開きが生じています。

また、配偶者控除及び配偶者特別控除と異なり、本人の所得制限は設けられていません。

この制度の対象となる扶養親族の範囲は、次のすべてに該当するものとされます。

- イ 居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等であること
- ロ その居住者の配偶者及び青色事業専従者等でないこと
- ハ 合計所得金額が123万円以下で控除対象扶養親族に該当しないこと

**(4) その他の関連改正**

上記の改正に伴って、以下の見直しが行われます。

**①同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件**

同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件が58万円以下（改正前48万円以下）に引き上げられます。

**②ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件**

ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件が58万円以下（改正前48万円以下）

に引き上げられます。

### ③勤労学生の合計所得金額要件

勤労学生の合計所得金額要件が85万円以下（改正前75万円以下）に引き上げられます。

### ④家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例

家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が65万円（改正前55万円）に引き上げられます。

## 2

## 投資や資産運用を促すための環境整備

### (1) スタートアップ・エコシステムに係るエンジェル税制等の拡充

スタートアップ企業とは、新たな分野に対して革新的なビジネスモデルの展開を目指して起業し、かつ最終的にはIPO（新規公開株式）の活用やM&Aによる出口戦略まで想定している企業をいいます。

スタートアップ・エコシステムとは、複数のスタートアップ企業や研究機関、公的機関等が連鎖的に関係しながら展開されている状態をいいます。

様々なスタートアップ企業が創出されて相互に刺激し合って技術展開が活発に図られれば、経済成長が加速されることから、スタートアップ・エコシステムの抜本的な強化が必要とされています。

スタートアップ企業はその性格上、創業初期に多額の資金を必要とするため、創業者以外に投資家（エンジェル）からの積極的な投資が期待され、令和5年度改正では、スタートアップ企業の創業初期に、その創業者やエンジェルが他の株式を譲渡して、その譲渡益を創業初期のスタートアップ企業に再投資した場合には、その譲渡益に課税しない特例が設けられました。

今回の改正では、再投資をより促進する観点から再投資期間を延長し、譲渡した年の翌年に再投資した場合にも、譲渡所得に対する非課税制度が適用されるようになります。実務的には、いったん譲渡益が発生した年に通常どおりの納税をした上で、翌年に投資額を前年の譲渡益から控除して

繰戻し還付を受けることになります。

なお、この制度の適用を受けるためには、譲渡した年の確定申告において、翌年に該当する株式を取得する見込みである旨等を記載した届出が必要とされます。

また、制度の健全な利用促進を図る趣旨から、その取得した年の翌年末までにその株式を譲渡した場合には、課税されることになります。

### (2) NISA の利用促進に向けた調整

NISA の口座数が2,000万口座を超え、貯蓄から投資への流れが加速している観点から、「資産運用立国」の取組みを後押しし、さらに利用しやすい環境を整えるための調整が行われます。

つみたて投資枠について、上場投資信託（ETF）の最小取引単位の見直しを通じて、投資初心者に適した指数連動型のETFの購入がしやすくなります。

また、金融機関を変更した際に、即日買付が可能になるなどの利便性の向上が図られます。

## 3

## 子育て支援に関する政策税制

前年の税制改正大綱において、高校生年代の扶養控除の見直しと併せて行うものとされる子育て支援税制については、令和7年度税制改正大綱において検討されることとされ、そのうち緊急を要するものとして、住宅ローン控除と住宅改修工事に対する税額控除制度が令和6年限りの措置として設けられました。

令和7年度税制改正においても、扶養控除等の見直しは、令和8年分以後の所得税から適用される予定であることから、住宅ローン控除と住宅改修工事に対する税額控除について、令和7年限りの措置として、以下のとおり令和6年分と同様の内容で実施されることになります。

### (1) 子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充

特例対象個人（※1）が認定住宅等の新築等（※2）を行って、令和7年1月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合には、借入限度

額が前年と同様に令和5年までの基準が維持されます。

| 住宅の区分      | 借入限度額   |
|------------|---------|
| 認定住宅       | 5,000万円 |
| ZEH水準省エネ住宅 | 4,500万円 |
| 省エネ基準適合住宅  | 4,000万円 |

※1 特例対象個人とは次のいずれかに該当する個人をいいます。

- i 年齢40歳未満であって配偶者を有する者
- ii 年齢40歳以上であって年齢40歳未満の配偶者を有する者
- iii 年齢19歳未満の扶養親族を有する者

※2 認定住宅等の新築等とは、認定住宅等の新築若しくは認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得又は買取再販認定住宅等の取得をいいます。

この特例は、東京でのマンションの平均販売額が1億円を超える状況の中で、子育て世帯等の住宅取得を支援するための措置とされています。

また、合計所得金額が1,000万円以下の者について、最低の床面積要件を10平方メートル引き下げて40平方メートル以上とする緩和措置についても、令和7年12月31日までに建築確認を受けた住宅について適用できることとされています。

この特例は、子育て世帯において駅近等の利便性がより重視されること等を踏まえて設けられたものです。

## (2) 住宅リフォームに対する税額控除

令和6年限りの措置として対応された次の住宅リフォームに対する税額控除が、引き続き令和7年限りの措置として講じられます。

具体的には、特例対象個人が、令和7年中に子育て対応改修工事を行った場合には、その標準的な工事費用相当額（250万円を限度）の10%相当額を、所得税額から控除できることとされます。

- i 住宅内における子どもの事故を防止するための工事
- ii 対面式キッチンへの交換工事

- iii 開口部の防犯性を高める工事
- iv 収納設備を増設する工事
- v 開口部・界壁・床の防音性を高める工事
- vi 一定の間取り変更工事

## (3) 子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充

令和8年分から、子育て世帯に対する生命保険料控除について、新生命保険料に係る一般生命保険料控除を、年齢23歳未満の扶養親族を有する場合には、適用限度額が2万円引き上げられて6万円とされます。

ただし、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額は、従来どおり12万円のままとされます。

この趣旨は、実際の適用控除額の平均が限度額を大きく下回っている実態があることから、今までの限度額を変更しない旨が、前年度の税制改正大綱において明らかにされています。

なお、令和7年度税制改正大綱の「令和7年度税制改正の基本的考え方」において、一時払生命保険については、2万円の上乗せ措置を時限的に講じている間は控除の適用対象から除外しないこととする旨が記されています。

この趣旨は、前年度の税制改正大綱において、一時払生命保険については、既に資産を一定程度保有している者が利用していると考えられ、万が一のリスクへの備えに対する自助努力への支援という生命保険料控除制度の趣旨と合致しないことから、控除の適用対象から除外するとされていたところ、何からの事情があって予定が変わったためではないかと想像されます。

## 4

### 豊かな老後生活に向けた資産形成のための環境整備

#### (1) 確定拠出年金の拠出限度額の引上げ

老後生活に向けた資産の形成を支援するために、公的年金を補完する目的で設けられた私的年金である確定拠出年金について、さらに利用を促進させるための改正が行われます。

個人が掛金を負担する個人型確定拠出年金(iDeCo)の限度額については、今までは自営業者

を対象とする第1号被保険者と勤労者を対象とする第2号被保険者とで異なり、また第2号被保険者についても、企業が掛金を負担する企業型確定拠出年金（企業型DC）があるかどうかによっても異なっていました。

今回の改正で次のように改正され、掛金の限度額が統一化されます。

イ 第1号被保険者

iDeCoと国民年金基金との合計で、掛金の限度額が月7.5万円に引き上げられます。

ロ 第2号被保険者（企業年金がある場合）

iDeCoと企業型DCとの合計で、掛金の限度額が月6.2万円に引き上げられます。なお、企業と個人との双方が拠出するマッチング拠出がある場合に事業主の負担額を超えることができない要件が廃止されます。

ハ 第2号被保険者（企業年金がない場合）

掛金の限度額が月6.2万円に引き上げられます。

第1号被保険者の限度額が第2号被保険者の限度額よりも大きいのは、年金を受給する段階で、第1号被保険者は国民年金しか給付されないのに対し、第2号被保険者は国民年金に併せて厚生年金の給付（いわゆる2階部分）を受けることができることによります。

## **（2）老齢一時金を受けたときの退職所得控除額の調整規定の見直し**

確定拠出年金は、年金として受け取る代わりに一時金として受け取ることもできますが、この場合は退職所得に該当することになります。

退職所得金額を計算する際の退職所得控除額について、一定の期間内に複数の退職一時金を受けた場合には、その勤続期間を調整することとされています。

従来、勤務先から退職金が支給され、かつ、確定拠出年金の一時金（DC一時金）も受けた場合で、次のいずれかに該当する場合には、退職所得控除額の勤続期間の調整が必要とされていました。

イ 先に退職金を受けた場合

DC一時金が受給された年以前20年以内に退職金を受けた場合

ロ 先にDC一時金を受けた場合

退職金の受給が受給された年以前5年以内に

DC一時金を受けた場合

上記のロの場合について、令和8年1月1日以後に受ける退職金から、その期間が10年に延長されます。

③  
資産課税目立つ改正はないが、  
非課税措置や納税猶予の特例の  
延長などを押さえる

税務システム研究会 客員研究員

(税理士) 武田 秀和

こんな  
改正です

- ・結婚・子育て資金の一括贈与の非課税の特例が延長されます。
- ・個人の事業用資産に係る贈与税の納税猶予制度における事業従事要件が緩和されます。
- ・非上場株式等に係る贈与税の納税猶予の特例制度における役員就任要件が緩和されます。

令和7年度の資産税関係は、大きな改正がありません。主な改正点を解説します。

## (2) 改正経緯

特例の改正の概要は次の通りです。

## 1 相続税・贈与税の改正

## 1 結婚・子育て資金の一括贈与の非課税の延長

## (1) 特例の概要

少子化対策のために、若年層の結婚又は出産を後押しすることを目的として、2015年（平成27年）に創設された制度です。

結婚・子育てのための資金として一括贈与をした場合、1,000万円（そのうち結婚に際して支出する費用は300万円）まで非課税となります。贈与者は受贈者の直系尊属、受贈者は18歳以上50歳未満であることが主な要件です。

非課税拠出件数は次の通りです。

| 年分   |      | 人員(人) | 金額(百万円) |
|------|------|-------|---------|
| 2022 | 令和 4 | 372   | 1,697   |
| 2021 | 令和 3 | 396   | 1,841   |
| 2020 | 令和 2 | 363   | 1,672   |
| 2019 | 令和元  | 630   | 2,901   |

(国税庁統計情報)

| 改正年  |      | 特例の概要                                                                                                                                                                                                                             |
|------|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2015 | 平成27 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・創設</li> <li>・結婚子育て資金として親、祖父母が金融機関の口座に拠出された資金1,000万円について、その目的により支出された金額を非課税とする。</li> <li>・受贈者が死亡又は50歳に達する日に管理口座は終了する。</li> <li>・贈与者が死亡した場合、贈与者からの相続又は遺贈とみなして管理残額を相続税の課税価格に加算する。</li> </ul> |
| 2019 | 平成31 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・前年の合計所得金額が1,000万円超の受贈者は非課税措置が適用できない。</li> <li>・相続税額の2割加算の対象とならない。</li> </ul>                                                                                                              |
| 2021 | 令和3  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年4月1日以後の贈与について、受贈者の年齢要件を18歳以上に引き下げる。</li> <li>・贈与者の子以外の直系卑属に相続税が課される場合、相続税額の2割加算の対象となる。</li> </ul>                                                                                     |
| 2023 | 令和5  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理残額は、一般税率で課税される。</li> </ul>                                                                                                                                                              |

(国税庁統計情報)

### (3) 改正

適用件数が非常に低調です。令和5年度税制改正大綱において、制度の廃止を含め検討することになっており、2025年（令和7年）の期限到来で廃止される可能性が高い特例でした。しかし、令和7年度の税制改正の目玉の一つに「子育て支援策」が打ち出されたことから、関連税制として2年延長されます。

## 2 個人の事業用資産に係る贈与税の納税猶予制度における事業従事要件

### (1) 特例の概要

個人の事業用資産についての相続税の負担が問題となっており、かねてからその緩和策について検討されてきました。個人事業者の年齢が年々上昇しており、2025年に70歳以上となる個人事業者は約150万人と推定されています（経済産業省資料）。2009年（平成21年）に創設された非上場株式等の納税猶予制度が、2018年（平成30年）に抜本的に見直され、適用件数が飛躍的に増加しました。これらを受けて、個人の事業用資産の贈与税又は相続税の負担軽減が打ち出され、2019年（平成31年）度の税制改正において創設されたものです。個人の事業用資産の承継には、相続税の緩和策として小規模宅地等の特例があり、特例適用要件が煩雑であること等から、適用件数は低調です。

適用件数は次の通りです。

| 年分   |     | 件数<br>(件) | 猶予金額<br>(百万円) |
|------|-----|-----------|---------------|
| 2022 | 令和4 | 3         | 0             |
| 2021 | 令和3 | 3         | 14            |
| 2020 | 令和2 | 4         | 48            |
| 2019 | 令和元 | 0         | 0             |

(国税庁統計情報)

### (2) 改正

特例の要件の一つに、後継者が贈与の日まで引き続き3年以上特定事業用資産に係る事業に従事していなければならない、との規定があります。特例の適用期限が令和10年12月31日までである

ため、従事期限が迫っていることから贈与の直前において特定事業用資産に係る事業に従事していた場合でも特例の適用が認められることになります。

2025年（令和7年）1月1日以後に贈与により取得する財産に適用されます。

## 3 非上場株式等に係る贈与税の納税猶予制度における役員就任要件

### (1) 特例の概要

非上場株式等に係る贈与税の納税猶予制度は、中小企業の事業承継を円滑に推進する目的で成立した「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」を受けて2009年（平成21年）に創設されました。当初は使い勝手が悪く、適用件数が伸び悩みましたが、その後、手続き規定等の手直しがありました。更に、2018年（平成30年）時限的措置として要件を緩和した特例が創出されました。当初の特例を「一般措置」、追加された特例を「特例措置」といいます。特例措置は2027年（令和9年）12月31日までの贈与に適用される時限特例です。

適用件数は次の通りです。

| 年分   |     | 一般措置      |               | 特例措置      |               |
|------|-----|-----------|---------------|-----------|---------------|
|      |     | 件数<br>(件) | 猶予金額<br>(百万円) | 件数<br>(件) | 猶予金額<br>(百万円) |
| 2022 | 令和4 | 26        | 1,349         | 742       | 67,046        |
| 2021 | 令和3 | 23        | 925           | 892       | 78,264        |
| 2020 | 令和2 | 17        | 685           | 759       | 74,725        |
| 2019 | 令和元 | 8         | 188           | 771       | 43,275        |

(国税庁統計情報)

### (2) 改正

一般措置及び特例措置における要件の一つに、後継者が贈与の日に役員就任から3年以上経過していなければならない規定があります。特例措置の適用期限が2027年（令和9年）12月31日までであるため、期限が迫っていることから贈与の直前において特例認定贈与承継会社の役員となっていれば特例の適用が認められることになります。

2025年（令和7年）1月1日以後に贈与により取得する財産に適用されます。

④  
法人課税

# 中小企業者等の法人税率の軽減や、 投資促進・経営強化税制の 動きに注目

税務システム研究会 客員研究員

(税理士) 中村 慈美

- ・地方創生や経済成長のために中小企業者等の法人税率の特例の見直し・延長がなされます。
- ・中小企業投資促進税制の特例のみなし大企業の判定が見直され、適用範囲が広がります。
- ・中小企業経営強化税制の要件が拡充され、対象となる設備に建物が追加されます。これにより、売上高100億円を目指す企業への支援が手厚くなります。
- ・非適格合併により移転を受ける資産等に係る調整勘定の算定方法の見直しと、リース取引の取扱いにかかる整備が行われます。

法人課税（国際課税を除く。）に関する令和7年度税制改正のうち、税理士の業務に特に関連が深い項目について解説を行います。なお、解説する内容は、紙幅の関係で取り上げた項目のすべてを記載したものではありませんので、改正大綱等を参照されることをお勧めします。

では、引き続き所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率は15%のままですが、通算法人についてはこの軽減税率の特例の対象外となります。なお、適用除外事業者の基準（過去3年平均で所得15億円超の中小企業者等が本措置の対象外となる基準）に変更はありません。

## 1

## 地方創生や 活力ある地域経済の実現

### (1) 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の見直しと延長

次の見直しが行われた上、適用期限が2年延長されます。

- ①所得の金額が年10億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率を17%（現行：15%）に引上げ。
- ②適用対象法人の範囲から通算法人の除外。

#### (改正のポイント)

所得の金額が年10億円以下の事業年度について

### (2) 中小企業投資促進税制の見直しと延長

関係法令の改正を前提に、みなし大企業の判定における大規模法人の有する株式又は出資から、その判定対象である法人が農地法に規定する農地所有適格法人である場合で、かつ、一定の承認会社（農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法に規定する承認会社のうち地方公共団体等がその総株主の議決権の過半数を有しているもの。）がその農地所有適格法人の発行済株式等の50%を超える数等の株式等を有する場合におけるその株式等が除外された上、適用期限が2年延長されます。

#### (改正のポイント)

特例のみなし大企業の判定において、その判定

対象が農地所有適格法人である場合で、かつ、アグリビジネス投資育成株式会社が過半出資する場合を除外することとし、後述する中小企業経営強化税制においても同様の措置が講じられています。

### (3) 中小企業経営強化税制の見直しと拡充等

関係法令の改正を前提に、特定経営力向上設備等について、次の見直しが行われた上、適用期限が2年延長されます。

#### イ A 類型（生産性向上設備）の指標の見直し

経営力の向上の指標について、単位時間当たり生産量、歩留まり率又は投入コスト削減率のいずれかにより評価することになります。

#### ロ B 類型（収益力強化設備）の拡充等

投資利益率を7%（現行5%）に引き上げるとともに、新たに売上高100億円超を目指す中小企業へのインセンティブ措置として、売上高100億円超を目指す投資計画があり、売上向上のための施策及び設備投資時期を示した行程表（ロードマップ）を作成していることなど、経済産業大臣が定める要件（経営規模拡大要件）を満たすものである場合、その計画に基づいて行う設備投資の対象資産に建物を追加し、建物及び付属設備（1,000万円以上のもの）について、次の特別償却又は特別税額控除が認められます。

①給与増加割合が2.5%以上の場合

15%の特別償却又は1%の特別税額控除

②給与増加割合が5%以上の場合

25%の特別償却又は2%の特別税額控除

#### ハ C 類型（デジタル化設備）の廃止

##### （改正のポイント）

売上高100億円超を目指す中小企業向け措置として、既存のB類型を拡充して新たに建物が対象設備に加わっています。なお、D類型（経営資源集約化設備）について改正はありません。

## 2

### 円滑・適正な納税のための 環境整備

非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の算定方法等について、次の見直しがされます。

①一定の資産評定により移転を受ける資産及び負債の価値が等しくなる場合等においてその対価がないときの調整勘定の算定方法についての明確化。

②いわゆる対価省略型の非適格合併等が行われた場合において移転を受ける資産等が資産超過であり、かつ、一定の資産評定を行っていないとき等における処理の方法についての適正化。

##### （改正のポイント）

支払対価が時価純資産価額を超えていない等価による無対価の場合（上記①）、法令上、資産調整勘定の金額を算定できるかが不明確であることから、あえて対価を1円支払うという意図しない取引が行われ、株主が同じであることからの無対価（省略）の場合（上記②）、本来は資本金等の額で調整すべきであるところが、差額負債調整勘定の金額が計算されることになっていたため、前者については、等価による無対価の場合でも資産調整勘定の金額が生じることを明確化し、後者については、資本金等の額の増加とするほか、差額負債調整勘定等の生じる場面が明確化されます。

## 3

### その他

#### (1) リース取引

令和6年9月に公表された新リース会計基準では、借手においてリースがファイナンス・リース（税務上のリース取引）であるかオペレーティング・リース（その他のリース取引）であるかにかかわらず、すべてのリースを使用権の取得と捉え使用資産を貸借対照表に計上するとともに、減価償却費を計上等することになり、貸手においては対価の受領時にその受取額で収益を計上すること

が認められなくなりました。このようなことから、リース取引に関して次の整備が行われます。

## イ 借手側の取り扱い

### (イ) リース料について

法人が各事業年度にオペレーティング・リース取引（ファイナンス・リース取引以外のもの）によりその取引の目的となる資産の賃借を行った場合において、その取引に係る契約に基づきその法人が支払う金額があるときは、その金額のうち債務の確定した部分の金額は、その確定した日の属する事業年度の損金の額に算入されます。

### (ロ) 減価償却について

令和9年4月1日以後に締結された所有権移転外リース取引に係る契約に係るリース資産の減価償却について、リース期間定額法の計算において取得価額に含まれている残価保証額を控除しないこととし、リース期間経過時点に1円（備忘価額）まで償却できることとされ、令和9年3月31日までに締結された所有権移転外リース取引に係る契約に係るリース資産（その取得価額に残価保証額が含まれているものに限る。）については、令和7年4月1日以後に開始する事業年度の償却方法につき改正後のリース期間定額法により償却できることとする経過措置が講じられます。

## ロ 貸手側の取り扱い

リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例が廃止されます。

なお、令和7年4月1日前にリース譲渡を行った法人の令和9年3月31日以前に開始する事業年度において行ったリース譲渡については、延払基準の方法（同日後に開始する事業年度にあっては、リース譲渡に係る利息相当額のみを同日後に開始する各事業年度の収益の額とする方法に限る。）により収益の額及び費用の額を計算することができることとされるとともに、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度において延払基準の適用をやめた場合の繰延リース利益額を5年均等で収益計上する等の経過措置が講じられます。

## (改正のポイント)

借手側について、リース料を債務確定基準で処理するという、法人税法上、当たり前の処理を確認したに過ぎません。これにより、税会不一致となり、申告調整が生じることになります。

貸手側について、税会一致となりますが、既契約分については一定期間、従前の取り扱いが認められます。なお、新リース会計基準を導入する場合、すなわち、延払基準の適用をやめた場合に生じる一時的な課税負担を軽減する経過措置が講じられています。

## (2) 廃止措置

次の制度が適用期限の到来をもって廃止されます。

- ① 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度（5G導入促進税制）
- ② 事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は特別税額控除制度のうち、デジタルトランスフォーメーション投資促進税制部分

⑤  
消費課税

# 外国人旅行者向けの 消費税の免税方式や 対象物品・販売手続が見直される

税務システム研究会 客員研究員

(税理士) 長野 匡司

こんな  
改正です

外国人旅行者向け消費税免税制度（輸出物品販売場制度）について、次のような改正が行われます。

- ・出国時に税関において持出しが確認された場合に免税販売が成立する制度になります。
- ・持出し確認後に免税店から外国人旅行者に消費税相当額を返金する「リファンド方式」に見直されます。
- ・一般物品と消耗品の区分や消耗品の購入上限額及び特殊包装が廃止されます。
- ・免税店が販売する際に「通常生活の用に供するもの」であるか否かの判断が不要となります。

## 1

## 外国人旅行者向け 消費税免税制度の見直し

### (1) 改正の趣旨

現在の外国人旅行者向け消費税免税制度では、免税購入対象者（以下「外国人旅行者」といいます。）が、免税品を海外へ持ち出さず、日本国内で転売する不正が多数発生しています。

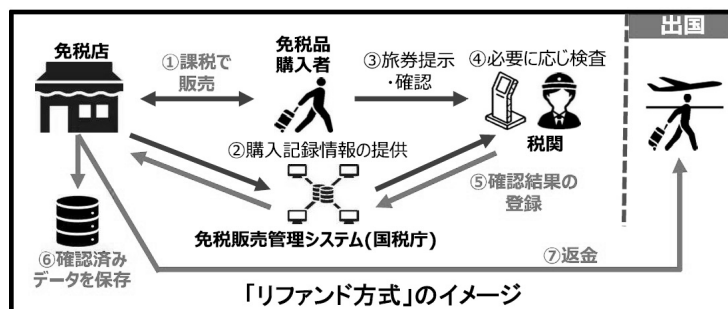
そこで、このような不正利用を排除し、輸出品販売場を経営する事業者（以下「免税店」といいます。）が不正の排除のために負担を負うこと

のない制度とするため、出国時に持出しが確認された場合に免税販売が成立する制度に見直されます（図表参照）。

### (2) 免税方式の見直し

免税店が、外国人旅行者に対して免税品を譲渡した場合で、その外国人旅行者がその購入日から90日以内に出境地の税関長による確認を受けたときは、その確認をした旨の情報を免税店において保存することを要件として、その免税品の譲渡について、消費税が免除されます。

図表 「リファンド方式」のイメージ



出典：国土交通省資料

この改正に伴い、実務上、消費税相当額を含めた価格で販売し、出国時に持出しが確認された場合に免税店から外国人旅行者に対し消費税相当額を返金する「リファンド方式」になります。

なお、外国人旅行者は、購入した免税品について、出国時に旅券等を提示して税関長の確認を受け、その確認を受けた免税品を国外に持ち出さなければなりません。

### (3) 免税対象物品の範囲の見直し

#### ①消耗品の購入上限額及び特殊包装の廃止

消耗品について外国人旅行者の同一店舗一日当たりの購入上限額（50万円）及び特殊包装が廃止されるとともに、一般物品と消耗品の区分が廃止されます。

#### ②免税対象物品（通常生活の用に供するもの）の免税店側の判断不要

免税販売の対象外とされている通常生活の用に供しないものの要件が廃止されるとともに、金地金等の不正の目的で購入されるおそれが高い物品については、免税販売の対象外とされる物品として個別に定められます。

### (4) 免税販売手続の見直し

#### ①特定の上陸許可者の確認要件

船舶観光上陸許可等により上陸する者の免税販売手続においては、上陸許可書及び旅券の提示を求めることとし、免税店は、旅券番号に基づき購入記録情報を提供します。

#### ②在外邦人の確認要件

在外邦人の証明書類に個人番号カードが追加され、現行の証明書類については本籍の地番の記載が不要となります。また、免税店は、証明書類の種類及び国外転出等をした日を購入記録情報として送信することにより、その証明書類の保存が不要となります。

#### ③購入記録情報の送信事項の見直し

100万円（税抜き）以上の免税対象物品については、国税庁への購入記録情報の送信事項にその

免税対象物品を特定するための情報（シリアルナンバー等）が加えられます。

### ④別送の取扱いの廃止

外国人旅行者による免税品の別送の取扱いが廃止されます。

### (5) 免税店の許可要件の見直し

一般型免税店と手続委託型免税店の許可の区分が廃止されるとともに、許可要件の見直しが行われます。

### (6) 基地内輸出品販売場制度の廃止

基地内輸出品販売場制度が廃止されます。

### (7) 外国人旅行者に対する即時徴収及び罰則等

外国人旅行者に対する即時徴収及び罰則について所要の整備が行われるほか、外国人旅行者向け消費税免税制度の見直しに伴い、所要の措置が講じられます。

### (8) 改正時期

上記(4)④の取扱いは、令和7年3月31日をもって廃止され、その他の改正は、令和8年11月1日以後に行われる免税対象物品の譲渡等について適用されます。

## 2

### 国境を越えた電子商取引に係る消費税の適正化(今後の検討事項)

近年、物品販売に係る国境を越えた電子商取引の市場は急速に拡大していますが、国外事業者による消費税の無申告や少額輸入貨物に対する免税により、適正な課税や国内外の事業者間の競争上の公平性の確保に課題が生じています。

こうした課題に対応するため、諸外国における制度・執行両面での対応を参考としつつ、事業者間の公平性や通関実務への影響等を考慮の上、国境を越えた電子商取引に係る適正な消費課税のあり方について検討が行われます。

⑥  
国際課税外国子会社合算税制の変更点と、  
グローバル・ミニマム課税への対応  
を確認しておく

税務システム研究会 客員研究員

(税理士) 望月 文夫

こんな  
改正です

- ・外国子会社合算税制において、外国関係会社の課税対象金額の合算時期が外国関係会社の事業年度終了の日の翌日から4月後（現行制度では2月後）に見直されます。
- ・グローバル・ミニマム課税に対応するため、軽課税所得ルール（UTPR）と国内ミニマム課税（QDMTT）が導入されます。

## 1 外国子会社合算税制の見直し

外国子会社合算税制（タックス・ヘイブン対策税制）において、合算対象とされる外国関係会社

の課税対象金額の内国法人での益金算入時期が外国関係会社の事業年度終了の日の翌日から4月後（現行制度では2月後）に見直されます。これにより、企業の事務負担が軽減される場合があります。

図表1 外国関係会社の課税所得金額の合算時期の差

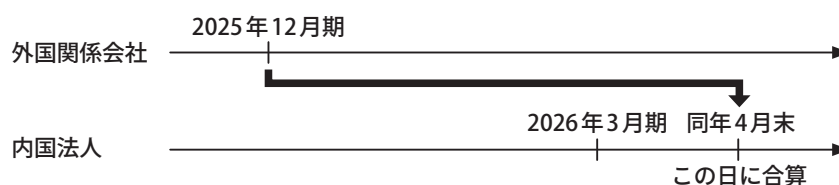
例えば、内国法人が3月決算で外国関係会社が12月決算の場合の合算時期

(現行)



※現行制度の場合、内国法人3月決算、外国関係会社12月決算の場合、内国法人の合算時期が2月末日なので、3月決算までの時間が少なく、両者の事務負担が大きい。

(改正後)



※改正案では、内国法人3月決算、外国関係会社12月決算の場合、合算時期が4月末日となる。そこで、その外国関係会社の2025年12月決算の課税対象金額は、内国法人の2027年3月決算期の益金となり、時間的余裕ができて事務負担が軽減される。

(図は筆者作成)

\*なお、居住者・特殊関係株主等といった個人の場合、課税対象金額は各年分の雑所得に含めて課税所得計算を行うことから、上の改正は実務上それほど影響を受けることはないと考えられる。

## 2 グローバル・ミニマム課税への対応

グローバル・ミニマム課税は、年間総収入金額が7億5,000万ユーロ以上の国際的な活動を行う企業グループを対象に、一定の適用除外部分を除いた所得について国ごとに最低税率15%の課税を確保することで、いわゆる「法人税引下げ競争」を防止するものです。

令和7年度税制改正では、グローバル・ミニマム課税に対応するため、軽課税所得ルール（UTPR）と国内ミニマム課税（QDMTT）が導入されます。令和5年度に導入した所得合算ルール（IIR）を含め、3つの課税制度が網羅されることになります。

図表2の3つの課税方法では、所得合算ルールが親会社への課税、軽課税所得ルールが子会社へ

の課税、そして、国内ミニマム課税は多国籍企業グループに属する自国内の会社等について、他国の所得合算ルール/軽課税所得ルールに「優先して」、国内の実効税率が最低税率15パーセントに至るまで課税する仕組みです。

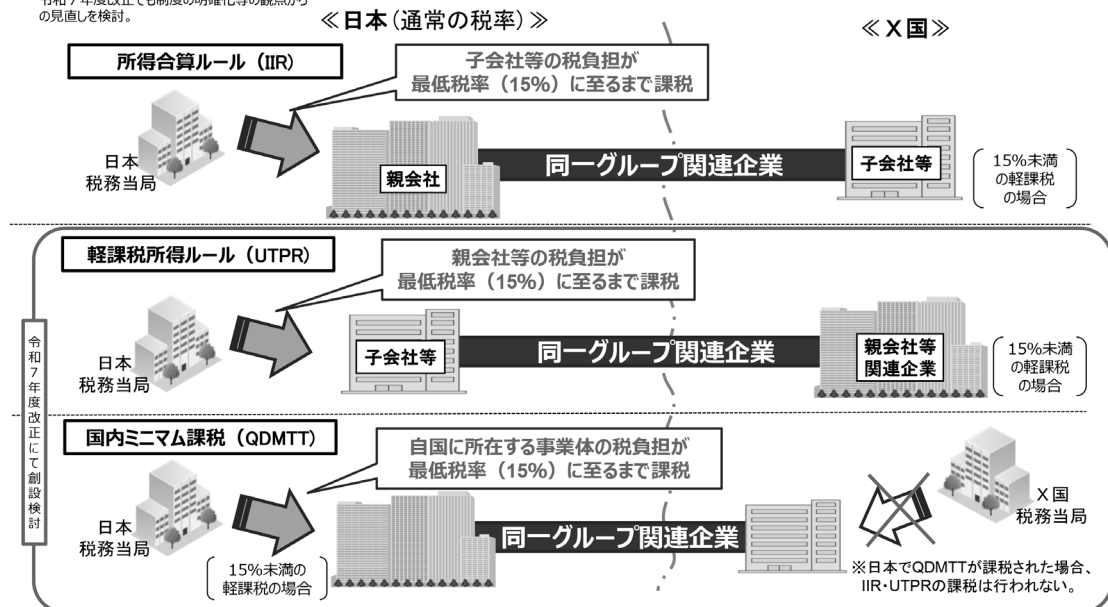
わが国が国際合意に沿った国内ミニマム課税（QDMTT）を導入した場合、他国から見た自国内の会社等に係る15パーセントに満たない部分の金額（上乗せ税額）はゼロとみなされることになります。その結果、他国において軽課税所得ルールに係る税務申告が必要になる場合であっても、現地法令に基づいて求められる自国の実効税率や上乗せ税額の計算は、一律に不要となるので、わが国において国内ミニマム課税（QDMTT）を導入することは、日本に本拠を有する多国籍企業グループにとって、大きなメリットがあります。

図表2 グローバル・ミニマム課税の3つの課税方法

### 第2の柱（グローバル・ミニマム課税）

- 年間総収入金額が7.5億ユーロ（約1,179億円）以上の多国籍企業が対象。一定の適用除外を除く所得について各国ごとに最低税率15%以上の課税を確保する仕組み。

※ 令和5年度改正にて創設。  
令和7年度改正でも制度の明確化等の観点からの見直しを検討。



出典：財務省資料

⑦

納税環境整備

# 電子帳簿保存制度の見直しと、 e-Tax・eLTAXの利便性向上の ポイントをチェック

税務システム研究所 客員研究員

(税理士) 佐々木 京子

こんな  
改正です

- ・電磁的記録に係る重加算税の加重措置の対象から、一定の要件を満たしている特定電磁的記録が除外されます。
- ・青色申告特別控除の適用要件に、「特定電磁的記録の保存を行っていること」が追加されます。
- ・地方税の納税通知書のeLTAXによる電子的な送付ができるよう措置が講じられます。
- ・e-Taxで申告・届出を行う場合の添付書類のイメージデータの要件が広がります。

## 1

## 電子帳簿等保存制度の見直し

### 1 電磁的記録に係る重加算税の加重措置の見直し（緩和措置）

#### (1) 重加算税の加重措置

令和4年1月1日以降、申告所得税、法人税及び消費税における電子取引の電磁的記録の保存義務者の、その電磁的記録に関し、隠蔽又は仮装した事実に基づき期限後申告若しくは修正申告又は更正若しくは決定等（以下「期限後申告等」といいます）があった場合には、その申告漏れ等に課される重加算税の額は、通常課される重加算税の額にその申告漏れ等に係る本税の10%相当額を加算した金額とされています（電帳法8⑤）。

#### (2) 改正の内容

令和7年度税制改正により、上記(1)の加重措置の対象から、特定電磁的記録<sup>(注1)</sup>で、その保存が次に掲げる要件を満たしているものが除外されることとなります。

ただし、あらかじめその特定電磁的記録について届出書を提出している場合に限りです。

- ①電磁的記録の訂正又は削除を行った事実及び内容を確認することができる特定電子計算機処理システム<sup>(注2)</sup>（訂正又は削除できないものを含む）を使用していること
- ②電磁的記録の記録事項（金額に係るものに限る）を訂正又は削除を行った上で国税関係帳簿に係る電磁的記録等に記録した事実及び内容を確認することができる特定電子計算機処理システム（訂正又は削除できないものを含む）を使用していること

（注1）上記の「特定電磁的記録」とは、次に掲げる電磁的記録をいいます。

- i 保存要件に従って保存が行われている電子取引の取引情報に係る電磁的記録
- ii 災害その他やむを得ない事情により、保存要件に従って電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存をすることができなかつた等相当の理由がある電磁的記録

（注2）上記の「特定電子計算機処理システム」とは、国税庁長官の定める基準に適合する一定の電子計算機処理システムをいいます。

③電子取引の取引情報（請求書・納品書等の重要書類に通常記載される事項に限る）に係る電磁的記録の記載事項と国税関係帳簿に係る電磁的記録等の記録事項とを、相互にその関連性を確認することができるようにしておくこと

④上記①及び②の特定電子計算機処理システムを使用してその電子取引の取引情報に係る電磁的記録の授受及び保存を行ったことを確認することができるようにしておくこと

### (3) 改正の時期

令和9年1月1日以後に申告期限等が到来する国税について適用されます。

## 2 青色申告特別控除の控除額 65 万円の適用要件

### (1) 現行の適用要件

青色申告者が青色申告特別控除の控除額 65 万円の適用を受けるには、次の①又は②のいずれかに該当していることが要件となっています。

- ①優良な電子帳簿の保存
- ②e-Tax を使用した確定申告書等の提出

### (2) 改正の内容

令和7年度税制改正により、上記1の見直しが行われることから、控除額 65 万円の適用要件について上記①②のほか、次の③が追加されます（図表1）。

- ③上記1の特定電子計算機処理システムを使用して一定の要件を満たす特定電磁的記録の保存を行っていること

### (3) 改正の時期

令和9年分の所得税から適用されます。

## 2

## 地方税の納税通知書のeLTAXによる送付

### (1) 地方税の税務手続のデジタル化

納税者の利便性の向上、課税当局の業務効率化・省力化、適正・公正な課税の実現等のため、eLTAX等を活用した全国統一的な地方税務手続

図表1 青色申告特別控除の控除額 65 万円の適用要件の見直し

| 控除額   | 改正前                                                  | 改正後                                                                                   |
|-------|------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 55 万円 | ①正規の簿記の原則による記帳<br>②貸借対照表及び損益計算書の添付<br>③期限内申告         | (同 左)                                                                                 |
| 65 万円 | 上記に加え以下のいずれかを行う<br>①「優良な電子帳簿」の保存<br>② e-Tax による確定申告等 | 上記に加え以下のいずれかを行う<br>①「優良な電子帳簿」の保存<br>② e-Tax による確定申告等<br>③特定電子計算機処理システムを使用し、特定電磁的記録を保存 |

のデジタル化が推進されています（図表2）。

### ■申告・申請のデジタル化

平成22年に、eLTAXにより全ての地方団体に対し電子申告等が可能となり、令和4年度税制改正において、地方税法令上、全ての申告・申請等の手続について、eLTAXで行うことができるよう所要の措置が講じられました。

eLTAX利用率は年々増加し、法人住民税・法人事業税では8割を超えています。

### ■納付のデジタル化

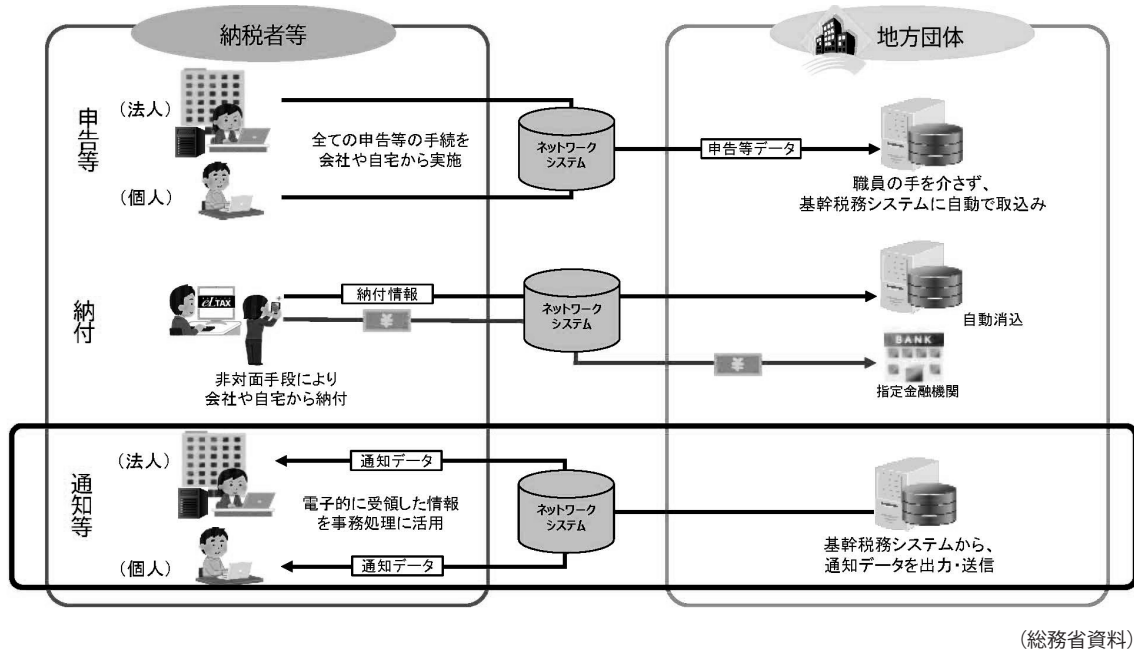
令和元年10月より「地方税共通納税システム」により、全ての地方団体に対し電子納付が可能となりました。

令和5年4月から全税目に制度が拡大されるとともに、納付手段についてもインターネットバンキングを経由するほか、クレジットカードや地方税統一QRコード（eL-QR）を活用したスマートフォン決済アプリ等による納付も可能となっています。

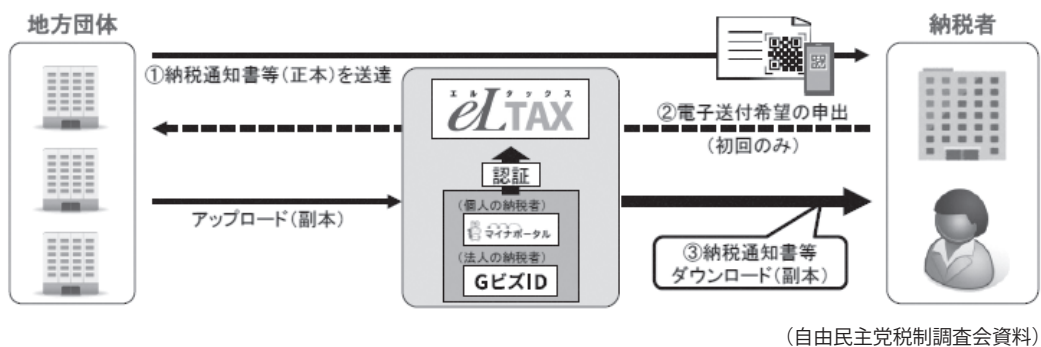
### ■納税通知書等のデジタル化

納税者等の利便性向上のため、地方税関係通知についてeLTAX及びマイナポータルの変更・改修スケジュール等を考慮しつつ、電子的に送付する仕組みの導入に向けた取り組みを進め、地方税務

図表2 地方税における税務手続のデジタル化（イメージ）



図表3 納税通知書等のデジタル化（イメージ）



手続の「デジタル完結」を目指しています。(図表3)

## (2) 改正の内容

令和7年度税制改正においては、地方税関係通知のうち、次の4税目の納税通知書等<sup>(注3)</sup>について、電子的に副本を送付することができるよう措置が講じられます。

- 固定資産税
- 都市計画税
- 自動車税種別割
- 軽自動車税種別割

納税者が納税通知書等(正本)に付された地方税統一QRコード(eL-QR)を読み取り、電子送付希望の申出をした場合、eLTAXを経由して電子的に送付を受けることが可能となります。

## (3) 改正の時期

- ①法人分 令和9年4月1日以後送達分
- ②個人分 令和10年4月1日以後送達分

## (4) 実務上の留意点

事務の効率化を図るとして、電子送付希望の申

.....  
(注3) 納税通知書(課税明細書、更正決定通知書及び税額変更通知書を含む)及び納付書等の附属する通知をいう。

出をした翌年度以降は、申出不要で電子送付を受けることとなり、それまで納税通知書に同封されていた納付書（紙媒体）は送達されなくなることに注意が必要です。

### 3

## スキャナ読取り等の要件の見直し等によるe-Taxの利便性の向上

### (1) イメージデータによる書類の提出

e-Taxで申告、申請・届出等を行う場合、別途書面により提出する必要がある添付書類について、書面提出に代え、イメージデータにより添付することができます。

#### ■e-Tax への提出方法

データ形式はPDFに限り、1送信当たりのデータ容量は、最大14.0MB、ファイル数は最大136ファイルを限度とします。

次の①②の方法により提出でき、これを併用することで、最大11回の送信が可能です。

- ①申告、申請・届出等データを送信した後に、メッセージボックスからイメージデータを提出する方法……10回まで送信可
- ②申告、申請・届出等データと同時にPDFデータを提出する方法……1回のみ送信可

#### ■改正前のイメージデータの要件

データ形式は、以下の要件を満たすPDFに限られていました。写真のデータ（JPEG等）はPDF形式に変換する必要があります。

- ①解像度は200dpi相当以上
- ②赤色、緑色及び青色の階調がそれぞれ 256階調（24ビットカラー、フルカラー）以上
- ③目視により内容の確認が可能
- ④パスワードが設定されていないこと

### (2) 改正の内容

e-Taxにより、イメージデータを 送信する場合等の要件について、以下の見直しが行われるとともに、e-Taxの送信可能データ容量を拡大する等のシステム改修が行われることとなります。

### ①色調要件の緩和

イメージデータの読取り等の要件が白色から黒色までの階調が256階調以上であること、いわゆるグレースケールに緩和されました。なお、白黒の2階調（モノクロ）とは異なります。

### ② JPEG 形式の追加

これまでPDFデータに限定されていたイメージデータのファイル形式にJPEG（JPG）形式が追加されました。

図表4 イメージデータの改正ポイント

|           | 改正前                        | 改正後                            |
|-----------|----------------------------|--------------------------------|
| (1) カラー   | 赤色、緑色及び青色が 256 階調以上（フルカラー） | 白色から黒色までの階調が 256 階調以上（グレースケール） |
| (2) データ形式 | PDF のみ                     | PDF 及び JPEG                    |

### (3) 改正の時期

上記②JPEG形式の追加は令和10年1月1日から施行されます。上記①の色調要件の緩和については、大綱に改正時期の明記がありませんので、今後の法令をご確認ください。



〔 執筆者一覧 〕

**中 島 孝 一**  
(なかじま こういち)

MJS 税経システム研究所 税務システム研究会 客員研究員  
税理士、中島税理士事務所所長。著書に、『令和 7 年度 よくわかる税制改正と実務の徹底対策』（共著、日本法令）、『税  
賠保険事故から学ぶ 税目別 税理士実務の落とし穴』（ぎょうせい）など多数あり。

**植 田 卓**  
(うえだ たかし)

MJS 税経システム研究所 税務システム研究会 顧問  
税理士、植田会計事務所所長、立命館大学客員教授。著書に、『税務力 UP シリーズ 法人税』（清文社）、『中小会  
社の会計指針』（共著、中央経済社）など多数あり。

**武 田 秀 和**  
(たけだ ひでかず)

MJS 税経システム研究所 税務システム研究会 客員研究員  
税理士、武田秀和税理士事務所所長。著書に、『相続事業承継を取り巻く法務と税務～財産権の移転に伴う民法・相  
続税法の取扱いと考え方～』（共著、法令出版）、『相続税の重要テーマ解説』（税務研究会出版局）など多数あり。

**中 村 慈 美**  
(なかむら よしみ)

MJS 税経システム研究所 税務システム研究会 客員研究員  
税理士、中村慈美税理士事務所所長。著書に、『税制改正早わかり 令和 7 年度』（共著、大蔵財務協会）、『解散に伴  
う実務解説と注意事項』（編著、大蔵財務協会）など多数あり。

**長 野 匡 司**  
(ながの まさじ)

MJS 税経システム研究所 税務システム研究会 客員研究員  
税理士、長野匡司税理士事務所所長。著書に、『法人税申告の実務全書 令和 6 年度版』（共著、日本実業出版社）、『改  
訂版 事例式 資産をめぐる複数税目の実務』（共著、新日本法規出版）など多数あり。

**望 月 文 夫**  
(もちづき ふみお)

MJS 税経システム研究所 税務システム研究会 客員研究員  
税理士、青山学院大学大学院特任教授。著書に、『図解 国際税務 令和 6 年版』、『日米移転価格税制の制度と適用：  
無形資産取引を中心に』（いずれも大蔵財務協会）など多数あり。

**佐々木 京子**  
(ささき きょうこ)

MJS 税経システム研究所 税務システム研究会 客員研究員  
税理士。著書に、『令和 7 年度 よくわかる税制改正と実務の徹底対策』（共著、日本法令）、『記載例でわかる消費税  
複数税率の申告実務－区分経理からインボイスまで－』（ぎょうせい）など多数あり。

※執筆者について詳しく知りたい方は MJS 税経システム研究所のページをご覧ください。  
<https://www.mjs.co.jp/outline/zeikei/concept/>

〔 初出 〕

特集 令和 7 年度税制改正の重要ポイント …… 2025 年 3 月 (No.194)

※本冊子の内容は、執筆時点のものです。  
情報が更新される可能性がありますので、最新情報は、国税庁のホームページなどをご確認ください。

## Monthly Report 特別版

**特集** 令和 7 年度税制改正の重要ポイント | 全 7 本  
(No.194 より抜粋)

2025 年 4 月 30 日発行

編 集：MJS税経システム研究所

〒160-0004 東京都新宿区四谷 4-30-13 クロスシー新宿御苑前ビル 6 階

TEL：03(6626)9060

本誌の内容に関するお問い合わせは、お問い合わせフォームまでお願いいたします。  
[https://www.mjs.co.jp/form/zeikei\\_info](https://www.mjs.co.jp/form/zeikei_info)

本誌掲載記事の無断転載・複写を禁じます。



株式会社ミロク情報サービス

編集 MJS税経システム研究所